

美祿社会復歸促進センター整備・運営事業

P F I 事業費の支払方法及び
P F I 事業費の支払額の改定

別紙 14 P F I 事業費の支払方法及び P F I 事業費の支払額の改定

1 P F I 事業費の構成

P F I 事業費は，国が事業者を支払う対価であり，施設整備及び維持管理・運営業務に係る一切の対価(光熱水費等を含む。)によって構成され，一体の対価として事業者を支払われる。

ただし，職員食堂における食材費，調理費等，購買における物品の対価，通信教育の受講料など，職員，受刑者又は面会人が直接負担する費用については原則として P F I 事業費に含めない。

<対価の構成要素>

ア 施設の整備等に必要の初期投資費用

- ・設計業務費用
- ・建設業務費用
- ・工事監理業務費用
- ・設計業務及び建設業務に伴う各種調査，申請等の業務等に要する費用
- ・事業者の開業に要する費用(公租公課，S P C 設立費用等を含む。)
- ・建設段階に要する費用(資金調達コストの一部等)

イ 初期投資に係る資金調達に伴う利息相当額

ウ 本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)

2 P F I 事業費の支払方法

(1) 支払方法

ア P F I 事業費

国は，平成 19 年 7 月を第 1 回とし，平成 37 年 4 月を最終回として，年 4 回，全 72 回に分けて P F I 事業費を支払う。

各回の支払額は同一額を原則とする。

イ 消費税等

国は，P F I 事業費の 100 分の 5 に相当する金額(消費税等相当額)を P F I 事業費と併せて支払う。

ただし，モニタリングの結果を受けて P F I 事業費が減額された場合や金利や物価の変動等に伴い P F I 事業費が増減した場合には，増減後の P F I 事業費の 100 分の 5 に相当する金額(消費税等相当額)を支払う。

(2) 支払手続

国は事業者に当該四半期の支払額を通知し、事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から 30 日以内に P F I 事業費を支払う。

3 P F I 事業費の改定

(1) 初期投資の資金調達に伴う利息相当額の金利変動に伴う改定

入札時に使用する基準金利と平成 18 年 7 月 1 日（金融機関の営業日でない場合は、その前営業日）の基準金利に差が生じた場合には、1 イの初期投資に係る資金調達に伴う利息相当額を改定する。改定後の基準金利は午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに掲載されている 6 か月 LIBOR ベース 20 年物(円/円)金利スワップレートとする。なお、金融機関による上乗せ金利（スプレッド）については、入札時に提案された利率とし、改定の対象としない。

(2) 物価変動に伴う改定

ア 対象となる費用

1 ウの本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)

イ 改定時期

物価変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- ・ 改訂指標の評価：毎年 6 月 1 日現在で確認できる指標
- ・ 対価の改定：原則として翌年度 4 月 1 日以降の本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)の支払いに反映

なお、第 1 回目の支払いについては、事業契約締結日の属する年度 6 月 1 日と平成 18 年度 6 月 1 日現在で確認できる指標により対価の改定を行う。

ウ 改定方法

前回改定時の指標に対して、現指標が 3 ポイント以上変動した場合には、本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)の改定を行う。

- ・ 改定率
「企業向けサービス価格指数」 - その他諸サービス
(物価指数月報・日銀調査統計局)
- ・ 計算方法

初年度に支払われる対価を基準額とし、次の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$AP_p = AP_q \times (CSPI_{p-1} / CSPI_{q-1}) \quad \text{ただし } |CSPI_{p-1} - CSPI_{q-1}| \geq 3$$

<条件>

p：当該年度

q：前回改定年度（改定がない場合は初年度）

AP_p：p年度のA業務の対価

AP_q：q年度のA業務の対価

CSPI_{p-1}：(p-1)年度の価格指数

CSPI_{q-1}：(q-1)年度の価格指数

<計算例>

前回物価改定時（又は初回支払時）である平成19年度の支払額が100万円、平成18年度の指数が90で、平成22年度の指数が108の場合：

平成23年度改定率（平成22年度の物価反映）

$$= \text{平成22年度指数} [108] \div \text{平成18年度指数} [90] = 1.2$$

平成23年度の対価

$$= \text{平成19年度の対価} [100 \text{万円}] \times 1.2 = 120 \text{万円}$$

CSPI：Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

4 減額措置

モニタリングの結果、要求水準の内容を満たしていないことが明らかとなったときは、別紙13「モニタリング及び改善要求措置要領」により支払額の減額等を行う。

5 入札価格と落札価格の関連

入札価格は、入札書に記載された金額をもって落札価格とする（消費税等を含まない。）。

初期投資の資金調達に伴う利息相当額については、平成18年7月1日時点で基準金利の確定を予定していることから、入札時には平成17年1月7日午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに掲載されている6か月LIBORベース20年物(円/円)金利スワップレートを使って算定する。

6 その他

本事業が、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資, 低利子融資)の対象事業となる場合には、入札参加者は当該融資を利用することを前提として入札することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、国は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、入札参加者の事業提案喚起及び落札された事業の安定性向上にあることから、当該融資を事業提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提として資金計画を立て、金利差分は計画外の事業者の収入とすることとしているので、この点に留意して事業提案を検討すること。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせること。